

# 温泉事業の使用料改定に関する答申書

令和7年2月3日

那須塩原市市営温泉運営委員会

那須塩原市上、中塩原温泉管理事業運営委員会

## 1 はじめに

市の温泉事業については、昭和38年に市営温泉を供給開始して以降、使用料を改定することなく健全な事業運営を行ってきたが、人口減少及びコロナ禍の影響に加え、旅館や日帰り温泉施設等の休止及び廃止により使用料が減収し、先行きが不透明な状態である。

また、世界的な社会情勢により、燃料や資材の価格が上昇し、加えて、温泉給湯施設についても、これまで最低限での更新を行ってきたが、施設の老朽化による設備の故障等が発生し、突発的な修繕が生じている。

この温泉事業は、塩原地区において、ホテルや旅館、一般家庭、共同浴場等に必要不可欠なものであり、地域経済、市民の健康増進に寄与していることから、これまで様々な経費削減の努力を行ってきたが、現状のままでは令和8年度以降収支が赤字に転じる。

今後、将来にわたり持続可能なサービスを提供し、安定的に事業を継続させていく必要があるため、市では令和6年3月に本委員会の答申により「那須塩原市温泉事業経営戦略」を策定し、今後の温泉事業が将来にわたり安定的な温泉供給を継続できるよう、事業の健全性を維持していくことについての方針を決定した。

このことを踏まえ、改めて令和6年10月30日に那須塩原市長から本委員会に対して、「温泉事業の使用料改定について」の諮問を受けたところである。

本委員会では、本市の温泉事業の持続可能な経営を目指していくため、慎重な審議を重ねた。その結果、次のとおり結論を得るに至ったので、ここに答申する。

## 2 答申内容

### (1) 温泉事業の使用料改定について

#### ○ 使用料改定の率について

温泉使用料については、収支が赤字とならないよう基本使用料を1.4倍とし、別表のとおり改訂すること。

ただし、上、中塩原温泉管理事業において、従前から市民と比べて、基本使用料が倍となっていた「那須塩原市に住所登録をしていない使用者」については、使用料の改定をしないこと。

○ 使用料改定の時期について

改定期間については、財源不足により温泉事業の運営が困難になることのないように速やかに実施すべきである。そのうえで、使用者への十分な周知等理解を得ることが不可欠であることから、令和8年4月1日から改定することが妥当である。

### 3 付帯意見

使用料改定のほか、経費削減を行うための事業を次のとおり実施すること。

(1) 温泉開閉栓手数料について

温泉開閉栓手数料を新設し、実費弁償分として、1回につき2,000円とすること。

(2) 源泉使用料について

温泉使用料の改定に伴い、源泉使用料が増額となることから、経常経費の抑制をすするため、上、中塩原温泉管理事業における源泉使用料を20%から15%に変更すること。

(3) 事務の効率化について

○ 検針時期について、検針及び納付書発布を2か月毎とすること。

○ 上、中塩原温泉管理事業における計量器使用料について、温泉使用料に合算すること。

(4) 収益事業について

温泉使用料以外での収益を得ることにより、安定した事業運営を図るため、余剰温泉の販売等の収益事業を行うこと。

### 4 おわりに

市の温泉事業は、地域社会にとって重要な役割を果たしており、市民が快適な生活を送る上で必要不可欠なインフラ事業である。将来に向けて継続していくことが必要であり、安定した経営基盤を構築することが求められる。

今後も経営環境の厳しい状況が継続することが予想されるが、経費削減や将来への負担軽減を心掛け、健全な経営に努めること。

別表

○ 新料金体系

① 市営温泉事業

1 営業用

源泉名	毎分の供給量 ℓ/分	改正後使用料 (円/月)	現使用料 (円/月)
門前1・2・3・4号	1口につき18ℓ	56,000	40,000
刈子の湯	湧出量の1/9につき	11,200	8,000
福渡1号		93,800	67,000
福渡2号	1口につき18ℓ	19,600	14,000
鹿股2号源泉	1口につき18ℓ	42,000	30,000

2 公共用(公衆浴場)

源泉名	毎分の供給量 ℓ/分	改正後使用料 (円/月)	現使用料 (円/月)
門前1・2・3・4号	1口につき18ℓ	44,800	32,000
古町御所の湯		無料	無料

② 上、中塩原温泉管理事業（那須塩原市に住所登録をしていない使用者を除く）

種別		制限吐出量 ℓ/分	基 本		
			使用量 (m <sup>3</sup> /月)	改正後使用料 (円/月)	現使用料 (円/月)
家庭用	1	8	10	4,200	3,000
	2	8	60	14,000	10,000
営業用	3	10	100	29,960	21,400
	4	10	300	88,200	63,000
	5	15	500	145,600	104,000
	6	20	800	231,000	165,000
	7	25	1,000	287,000	205,000
	8	30	1,200	343,000	245,000
	9	35	1,400	397,600	284,000
	10	40	1,600	452,200	323,000
	11	45	1,800	506,800	362,000
	12	50	2,000	560,000	400,000
団体用 (※)	13	10	共同浴場	84,000	60,000
	14		学校用	350,000	250,000

※中山配湯施設の温泉使用者を除く

○ 審議経過

区分	日時・場所	審議事項
第1回	令和6年10月30日(水) 10時～ 那須塩原市塩原支所会議室	○諮問 「温泉事業の使用料改定について」 ○温泉事業の現状と今後について ○温泉事業使用料改定の考え方について
第2回	令和6年12月18日(水) 10時～ 那須塩原市塩原支所会議室	○温泉事業使用料改定の考え方について
第3回	令和7年1月29日(水) 13時30分～ 那須塩原市塩原支所会議室	○答申書(案)の検討、作成
第4回 (答申)	令和7年2月3日(月) 14時00分～ 那須塩原市役所市長室	○答申

○ 市営温泉事業運営委員会委員（任期：R5.9.1～R7.8.31）※敬称略

No.	役 職 名	氏 名
1	福渡自治会長	田代 茂樹
2	塩の湯自治会長	青山 吉博
3	塩釜自治会長	星 瓦
4	門前自治会長	渡邊 美徳
5	古町1、2丁目自治会長	佐藤 巖
6	古町3丁目自治会長	渡邊 民生
7	古町4丁目自治会長	君島 淳
8	県温泉保護開発協会連合会評議委員	君島 則夫
9	県温泉保護開発協会連合会評議委員	君島 久雄
10	塩原温泉観光協会会長	君島 将介
11	塩原温泉旅館協同組合理事長	田中 三郎

○ 上、中塩原温泉管理事業運営委員会委員（任期：R5.9.1～R7.8.31）※敬称略

No.	役 職 名	氏 名
1	上塩原自治会長	小田林 義弘
2	中塩原自治会長	君島 功一
3	古町5丁目自治会長	大島 信夫
4	県温泉保護開発協会連合会評議委員	君島 則夫
5	県温泉保護開発協会連合会評議委員・源泉所有者	君島 久雄
6	塩原温泉観光協会会長	君島 将介
7	塩原温泉旅館協同組合理事長	田中 三郎
8	源泉所有者	君島 行雄
9	源泉所有者	君島 且則